

1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

平成22年1月10日

担当課・室の長 殿

照会者名

住所

下記について照会いたします。

尚、照会および回答内容（照会に係る法令の条項の性質上紹介者名を公にする事が回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

道路運送法第2条第3項(定義)、同法第4条（一般旅客運送事業の許可）
道路運送法第79条（登録）及び道路運送法第78条（有償運送）

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事項

顧客の需要に応じ、自家用自動車を用い旅客運送に反対給付する対価を一切要求せず、

旅客運送に反対給付する金品を受領せず、旅客運送を反復的且つ継続的に行う行為

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠（見解）

自家用自動車使用の牽引に関し、連結装置を有する牽引用具で牽引する行為は、道路交通法第59条（自動車牽引の制限）に定義され、有償行為は理に適う行為である。

上記2記載の行為は、前述行為に伴い発生する行為であり、道路運送事業法第2条第3項に定義する「他人の需要に応じ、有償で自動車を使用して運送・・・」の、

他人を有償で運送するに該当しない旅客運送であり、他人の需要に際し、「無償」で自家用自動車を使用して運送提供するに該当する。よって、事業届出及び有償運送の関係法令の適用の対象では無い。

(根拠)

上記 2 記載行為は、道路運送法第 2 条第 3 項(定義)、道路運送法第 78 条(有償運送)の、自家用自動車の使用規定に明記された行為であるが、同法同条に「運送の対価」(旅客運送のサービス提供に対する反対給付)

事が謳われている事から、反復的且つ継続的行為で有っても、その行為、即ち旅客運送に際して、反対給付となる有償報酬を受け取る行為が介在しない運送である事から、当該上記 1 の、道路運送法外の行為である。

尚、牽引用具使用の有償運送については、牽引料金を会社約款、及び車外表示、又は顧客契約書面に表示し、利用者の錯誤が生じ無い様勤める。